

随意契約理由書

件名	東クリーンセンタースラグスクリーン管改修工事	
契約の相手方	川崎重工業(株) 関西支社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当	
随意契約の理由	<p>東クリーンセンターでは、ごみ焼却によって発生する熱をボイラーで回収して蒸気をつくり、その蒸気を利用して発電している。</p> <p>ボイラーは数多くの水管で構成されており、水管はごみ焼却により発生する高温・腐食性ガスに絶えずさらされることから、腐食や摩耗による水管の厚み(肉厚)の減少が避けられないため、定期的に肉厚測定を実施している。</p> <p>スラグスクリーン管はこの水管の一部分であり、本工事では、肉厚測定の結果をもとに肉厚が法定管理基準値近くまで減少しているスラグスクリーン管について改修するものである。</p> <p>上記請負人は、当該ボイラーを独自の技術で設計・製作していることから、上記請負人以外では当該ボイラーの一部をなすスラグスクリーン管の改修工事は不可能である。また、上記請負人は、東クリーンセンターの設計施工者であり、施設全体の機能・性能担保の点からも、上記請負人に施工させる必要がある。</p> <p>以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当すると考えるため上記請負人と随意契約することとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部施設課	(電話番号 595-6162)